

山梨県公報

第千六百十二号

平成十七年

十月二十日

木曜日

目次

救急病院等の申出の撤回の届出……………七〇一

救急病院等の認定……………七〇一

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示……………七〇一

平成十七年度における建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等……………七〇一

道路の区域変更……………七〇七

公告

土地区画整理組合の事業計画の変更認可(二件)……………七〇七

教育委員会

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則……………七〇七

公安委員会

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………七〇八

告示

山梨県告示第五百四十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、認定された次の救急病院から同項の申出の撤回の届出があった。

平成十七年十月二十日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地
市川大門町立病院	西八代郡市川大門町四百二十八番地の一

二 撤回年月日

平成十七年九月三十日

山梨県告示第五百四十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十七年十月二十日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地
市川三郷町立病院	西八代郡市川三郷町市川大門四百二十八番地の一

二 認定期間

平成十七年十月一日から平成二十年九月三十日まで

山梨県告示第五百四十五号

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十七年十月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示(平成十六年山梨県告示第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

一の表の二の項中、「東山梨郡大和村」を、「甲州市(旧大和村の区域に限る。)」に改める。

附 則

この告示は、平成十七年十一月一日から施行する。

山梨県告示第五百四十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第百六十七条の五第一項の規定に基づき、平成十七年度に山梨県が契約を締結する建設工事に係る競

争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下単に「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。
平成十七年十月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 一般競争入札に参加することができる者
一般競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、一般競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。

- 1 令第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者
- 2 令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないことができる者
- 3 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者
- 4 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の直前に到来する事業年度の終了の日において引き続き一年以上建設業を営んでいない者
- 5 申請日から一年七月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

二 資格審査の申請の方法

- 1 資格審査を受けようとする者は、一般競争入札参加資格申請書（第一号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- (一) 一の5の経営事項審査の結果通知書の写し
- (二) 工事経歴書（第二号様式）
- (三) 営業所一覧表（第三号様式）
- (四) 建設業許可通知書の写し
- (五) 法人の登記事項証明書
- (六) 身分証明書（個人の場合）
- (七) 納税証明書（申請日の直前の県税及び消費税に係るもの）
- (八) 契約を締結する権限を委任している場合においては、委任状
- 2 申請書及び添付書類は、山梨県土木部土木総務課（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五 二二三 一六七三）にあらかじめ連絡の上持参すること。

3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。

三 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を認定した日から平成十八年三月三十一日までとする。

四 変更等の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があったとき又は営業を停止し、休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

1 商号又は名称

2 代表者又は代理人

3 所在地又は住所

4 その他営業に関し重要な事項

五 資格の取消し

知事は、資格を有すると認められた者が次のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すことができる。

1 一の1から3までのいずれかに該当することとなったとき。

2 一の5の経営事項審査を継続して受けなかったとき。

3 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。

六 資格の有効期間の更新手続

山梨県において一般競争入札が見込まれる年度に一般競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書を提出すること。

七 その他

この告示の施行の際現に建設工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十六年山梨県告示第五百五十五号）に基づき資格を有する者は、この告示の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間（当該資格が効力を有する間に限る。）は、この告示に基づき資格を有する者とみなす。

第1号様式

受付番号

平成17年度一般競争入札参加資格審査申請書（建設工事）

平成17年度において、山梨県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと、当該事項に変更を生じた場合には速やかに届け出ること及び地方自治法施行令第167条の4第2項に掲げる者に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 所在地又は住所
 商号又は名称
 代表者氏名 印

許可番号	般特	年度	年	月	日
-					
-					

般特欄には、一般建設業の場合は「1」を特定建設業の場合は「2」を記入のこと。

本店・本社等を記入してください。（*欄については、記載しないこと（以下同じ。））

商号又は名称					
商号(フリガナ)					
*市町村コード					
市町村名					
所在地					
代表者氏名					
代表者(フリガナ)					
郵便番号					
電話番号					
FAX番号					
技術職員数	人				
営業年数	年				
資本金	千円				
外資状況	1 外国籍会社 [国名:]	2 日本国籍会社 [国名:] (比率: 100%)	3 日本国籍会社 [国名:] [国名:] (比率: %) (比率: %)		

前記の本店・本社等以外が山梨県を担当する場合、その支店・営業所等を記入してください。

支店・営業所名					
*市町村コード					
市町村名					
所在地					
郵便番号					
電話番号					
FAX番号					

前記の本店・本社等以外が山梨県との契約締結等を担当する場合、その支店・営業所等を記入してください。(入札・契約・支払金の請求受領等の委任先)

支店・営業所名	
*市町村コード	
市町村名	
所在地	
代理人職名	
代理人氏名	
郵便番号	
電話番号	
FAX番号	

入札参加を申請する建設業の業種(許可業種欄には、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を記入してください。申請業種欄には、申請する業種に「1」を記入すること。)

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
許可業種																												
申請業種																												

支払金融機関登録

精算払及び部分払用口座

金融機関名		*金融機関コード	
支店名		*支店コード	
預金種別	預金種別欄には、普通預金の場合は「1」、当座預金の場合は「2」を記入すること。		
口座番号			
口座名義(カタ)			

前金払用口座(工事金の前金を受ける希望のある場合は、必ず記入してください。)

金融機関名		*金融機関コード	
支店名		*支店コード	
預金種別	1	前金払用口座は、普通預金の口座で、精算払及び部分払用口座と別の口座であること。	
口座番号			
口座名義(カタ)			

申請書取扱い責任者 所属
氏名
電話番号

山梨県告示第五百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十七年十一月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四尾連湖公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
西八代郡市川三郷町大字山保字大明地八四三〇番の二地先から 西八代郡市川三郷町大字山保字門八五二六番の一地先まで	一三・五 四〇・五	一三・五 四〇・五		一三八・五
	一三・五 四〇・五	一三・五 四〇・五		

公 告

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成十七年十月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 組合の名称 都留市田原土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地 都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所内
- 三 施行地区 都留市大字田原二丁目の一部
- 四 設立認可の年月日 平成十一年十一月八日

- 五 変更後の事業施行期間 平成十一年度から平成十七年度まで
- 六 変更認可の年月日 平成十七年十月二十日

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 施行者の名称 大月市
- 二 事務所の所在地 大月市大月二丁目六番二十号 大月市役所内
- 三 施行地区 大月市大月一丁目字六貫メ、字宮原及び御太刀一丁目字宮原の各一部
- 四 設立認可の年月日 平成十三年十二月十七日
- 五 事業施行期間 平成十三年年度から平成十七年度まで
- 六 変更認可の年月日 平成十七年十月二十日

教育委員会

山梨県教育委員会規則第二十五号

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年十月二十日

山梨県教育委員会

委員長 内藤 いづみ

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則

山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表山梨県立市川高等学校の項中「山梨県西八代郡市川大門町一、七三三番地の二」

を「山梨県西八代郡市川三郷町市川大門一、七三三番地の二」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第九十六号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十七年十月二十日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

別表第一中

三六〇	甲斐市西八幡一、六三〇番地二先（市道玉川万才線と市道信玄堤玉川線との十字路交差点）	玉幡公園東	平成一七年六月三〇日 告示第五九号
-----	-------------------------------------------	-------	----------------------

三六〇	甲斐市西八幡一、六三〇番地二先（市道玉川万才線と市道信玄堤玉川線との十字路交差点）	玉幡公園東	平成一七年六月三〇日 告示第五九号
三六一	甲府市朝氣三丁目一番五号先（都市計画道路市道善光寺敷島線と市道との十字路交差点）	朝氣三丁目	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号

一六六	南アルプス市野牛島一番地先（国道五二号甲西道路と市道六九号線との十字路交差点）	湧暇李の里北	平成一七年二月二二日 告示第七号
-----	-----------------------------------------	--------	---------------------

一六六	南アルプス市野牛島一番地先（国道五二号甲西道路と市道六九号線との十字路交差点）	湧暇李の里北	平成一七年二月二二日 告示第七号
一六七	南アルプス市落合八八五番地先（市道櫛形甲西増穂線と市道落合本線との十字路交差点）	落合駐在所西	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号

三四	西八代郡三珠町大塚四二〇番地の一先（国道一四〇号と町道との丁字路交差点）	大塚工業団地入口	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
----	--------------------------------------	----------	-----------------------

三四	西八代郡市川三郷町大塚四二〇番地の一先（国道一四〇号と町道との丁字路交差点）	大塚工業団地入口	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
三五	西八代郡市川三郷町岩間二、〇四六番地先（主要地方道市川三郷身延線と町道との丁字路交差点）	岩間上町	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号

一五六	笛吹市御坂町金川原一、一五四番地の三先（国道一三七号と一級市道一三号線との丁字路交差点）	一宮御坂IC南	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
-----	----------------------------------------------	---------	-----------------------

一五六	笛吹市御坂町金川原一、一五四番地の三先（国道一三七号と一級市道一三号線との丁字路交差点）	一宮御坂IC南	平成一六年二月二〇日 告示第一〇三号
-----	----------------------------------------------	---------	-----------------------

一五七	笛吹市御坂町井之上七三〇番地先(市道御坂八号線と市道御坂一二号線との十字路交差点)	中央道御坂バス停下	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一五八	笛吹市御坂町成田一、一二一番地先(県道栗合成田線同士の丁字路交差点)	博物館前	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一五九	笛吹市石和町川中島一、六〇七番地の一六三先(県道一宮山梨線と市道との十字路交差点)	桜温泉通り東入口	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一六〇	笛吹市八代町南二一四番地三先(広域農道金川首根線と市道八代一五八号線との十字路交差点)	J A八代南部 共選場北	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号

八一	山梨市下神内川二〇三番地先(県道山梨市停車場線と市道正徳寺下神内川線との十字路交差点)	下神内川	平成一六年七月二二日 告示第四六号
----	---------------------------------------------	------	----------------------

八一	山梨市下神内川二〇三番地先(県道山梨市停車場線と市道正徳寺下神内川線との十字路交差点)	下神内川	平成一六年七月二二日 告示第四六号
八二	笛吹市春日居町国府四三六番地先(市道同士の十字路交差点)	春日居リハビリテーション 病院前	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号

一五三	富士吉田市下吉田五、三九八番地先(市道富士見町明見線と市道下の水仲町線との十字路交差点)	月光橋北	平成一七年六月三〇日 告示第五九号
-----	----------------------------------------------	------	----------------------

一五三	富士吉田市下吉田五、三九八番地先(市道富士見町明見線と市道下の水仲町線との十字路交差点)	月光橋北	平成一七年六月三〇日 告示第五九号
一五四	富士吉田市小見見三、七七〇番地先(県道新田下吉田線と市道西丸尾四号線との十字路交差点)	向原会館南	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一五五	南都留郡忍野村忍草二〇四番地先(村道山中湖道線と村道梨ヶ原中道線と村道神鶴線との十字路交差点)	膳棚下	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号

に改める。
別表第四中

四九四	その他 の道路 (病院 内通路)	車両	甲府市富士見一丁目一、七七四番地の四先(県立中央病院駐車場)から甲府市富士見一丁目四番三三号先(中央病院東交差点)まで(二五メートル)	甲府 平成一七年六月一六日 告示第五五号
-----	---------------------------	----	---------------------------------------------------------------------	----------------------------

四九四	その他 の道路 (病院 内通路)	車両	甲府市富士見一丁目一、七七四番地の四先(県立中央病院駐車場)から甲府市富士見一丁目四番三三号先(中央病院東交差点)まで(二五メートル)	甲府 平成一七年六月一六日 告示第五五号
四九五	県道栗	車両	笛吹市御坂町成田一、	甲府 平成一七年六月一六日 告示第五五号

五〇〇	国道五号(甲西道路)	南アルプス市在家塚一、五七二番地先(在家塚北交差点北方中央分離帯南端)から南アル	車両	車両進行 南から北へ終日	南アルプ	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
四九九	国道五号(甲西道路)	南アルプス市野牛島一、四一三番地先(双田橋南交差点)から南アルプス市在家塚一、五七二番地先(在家塚北交差点北方中央分離帯南端)までの上り線(四、一二〇メートル)	車両	車両進行 北から南へ終日	南アルプ	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
四九八	国道五号(甲西道路)	南アルプス市在家塚五八七番地五先(白根消防分遣所東交差点)から南アルプス市在家塚一、四〇五番地先(在家塚北交差点南方中央分離帯北端)までの下り線(三〇〇メートル)	車両	車両進行 南から北へ終日	南アルプ	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
四九七	国道五号(甲西道路)	南アルプス市在家塚一、四〇五番地先(在家塚北交差点南方中央分離帯北端)から南アルプス市在家塚五八七番地五先(白根消防分遣所東交差点)までの上り線(三〇〇メートル)	車両	車両進行 北から南へ終日	南アルプ	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
四九六	市道	笛吹市八代町南二四番地三先(JA八代南部共選場北交差点西側)(三〇メートル)	車両	車両進行 北から南へ終日	笛吹	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
	合成田線	一二一番地先(県立博物館前ロータリー道路)(七〇メートル)		南から北を経て、南へ終日		〇月二〇日 告示第九六号

二五九	市道 教安寺 前通り線	甲府市東光寺一丁目 三番四一先南側	北進する 軽四輪、小	七時か ら九時 まで及 び一七	甲府	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
二五九	市道 教安寺 前通り線	甲府市東光寺一丁目 三番四一先南側	北進する 軽四輪、小	終日	甲府	五八・九・八 五二号
二二五	市道 富士見 通り線	甲府市富士見一丁目 四番三三号先(中央 病院東交差点)	北進する 車両	終日	甲府	平成一七年六月 一六日 告示第五五号
二二六	市道	南アルプス市百々二、 八二四番地先(百 田保育所東交差点)	東側側 道を北 進する 車両	終日	南アル プス	平成一七年一〇 月二〇日 告示第九六号

に改める。
別表第五中

に改める。
別表第六中

を に

四八四	四八三	四八二	四八一	四八〇	四八〇	
国道五 二号(路)	国道五 二号(路)	国道五 二号(路)	国道五 二号(路)	市道	市道	
南アルプス市在家塚 二、四〇四番地先(路)	南アルプス市百々二 、八二四番地先(百 田保育所東交差点)	南アルプス市野牛島 一番地先(湧暇李の 里北交差点)	南アルプス市野牛島 一番地先(湧暇李の 里北交差点)	甲府市塩部二丁目一 、九六二番地の四先 (甲府工業高校西交 差点南側)	甲府市塩部二丁目一 、九六二番地の四先 (甲府工業高校西交 差点南側)	
上り線 を南進	東側側 道を南 進する 車両	下り線 を東進 する大 型自動 車、大 型特殊 自動車	上り線 を西進 する大 型自動 車、大 型特殊 自動車	西進す る車両	西進す る車両	特二 輪を除 く)
終日	終日	終日	終日	終日	終日	時 から 一 九 時 ま で
南アル プス	南アル プス	南アル プス	南アル プス	甲府	甲府	
平成一七年一〇 月二〇日	平成一七年一〇 月二〇日 告示第九六号	平成一七年一〇 月二〇日 告示第九六号	平成一七年一〇 月二〇日 告示第九六号	平成一七年六月 一六日 告示第五五号	平成一七年六月 一六日 告示第五五号	

に改める。

別表第十中

一、二八三	四九六	四九六	四八七	四八六	四八五	
県道	市道東 五条通 り	市道 東五条 通り	市道	市道	国道五 二号(路) 甲西道 路)	甲西道 路)
南都留郡忍野村忍草一、五一六	甲府市朝氣三丁目一 番五号先	甲府市朝氣三丁目一 番一九号 先交差点	南アルプス市在家塚 二、四〇四番地先(フ ルーツライン立体 交差点西側)	南アルプス市在家塚 二、四〇四番地先(フ ルーツライン立体 交差点)	南アルプス市在家塚 二、四〇四番地先(フ ルーツライン立体 交差点)	フルー ツライ ン立 体交 差点
	北進す る車両	東側側 道を南 進する 車両	下り線 を北進 する大 型自動 車、大 型特殊 自動車	下り線 を北進 する大 型自動 車、大 型特殊 自動車	下り線 を北進 する大 型自動 車、大 型特殊 自動車	する大 型自動 車、大 型特殊 自動車
	終日	終日	終日	終日	終日	
富士	南アル プス	南アル プス	南アル プス	南アル プス	南アル プス	
四九・四・一一	平成一七年一〇 月二〇日 告示第九六号	平成一七年一〇 月二〇日 告示第九六号	平成一七年一〇 月二〇日 告示第九六号	平成一七年一〇 月二〇日 告示第九六号	平成一七年一〇 月二〇日 告示第九六号	告示第九六号

山中内野忍草線	番地先(忍野小学校入口)	吉田一六号
---------	--------------	-------

一、二八三	国道	南都留郡忍野村忍草一、五一六番地先(忍野小学校入口)	二	富士吉田	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
-------	----	----------------------------	---	------	-----------------------

一、六九九	国道五二二号	中巨摩郡白根町在家塚五八七番地の五先(消防白根分遣所東交差点)	四	小笠原	平成一〇・三・一九 告示第一六号
-------	--------	---------------------------------	---	-----	---------------------

一、六九九	国道五二二号	南アルプス市在家塚五八七番地の五先(白根消防分遣所東交差点)	六	南アルプス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
-------	--------	--------------------------------	---	-------	-----------------------

二、五五八	国道二〇号線	東八代郡石和町川中島字宮ノ東一〇番地の四六先(笛吹橋北詰)	二	石和	五六・三・一八 一七号
-------	--------	-------------------------------	---	----	----------------

二、五五八	国道四一〇号	笛吹市石和町川中島一〇番地の四先(石和温泉郷東入口交差点)	四	笛吹	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
-------	--------	-------------------------------	---	----	-----------------------

四、四四四	市川大	西八代郡市川大門町下大鳥居七六八番地の一先	一	市川	平成一〇・九・一四
-------	-----	-----------------------	---	----	-----------

門鱈沢線バイパス	(富士川大橋交差点)	告示第四五号
----------	------------	--------

四、四四四	国道市川三郷鱈沢線	西八代郡市川三郷町下大鳥居七六八番地の一先(富士川大橋交差点)	二	市川	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
-------	-----------	---------------------------------	---	----	-----------------------

四、七七九	町道櫛形甲西増穂線	中巨摩郡甲西町落合七五六番地の四先(市橋組西側交差点)	一	小笠原	平成一三年九月二〇日 告示第三八号
-------	-----------	-----------------------------	---	-----	----------------------

四、七七九	市道櫛形甲西増穂線	南アルプス市落合八八五番地先(落合駐在所西交差点)	四	南アルプス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
-------	-----------	---------------------------	---	-------	-----------------------

四、九二九	県道栗合成田線	東八代郡御坂町成田一、一二八番地先(山梨県総合教育センター入口)	一	石和	平成一四年一〇月一〇日 告示第五七号
-------	---------	----------------------------------	---	----	-----------------------

四、九二九	削除			笛吹	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
-------	----	--	--	----	-----------------------

五、一四九	市道大月本通線	大月市大月一丁目一〇番一先(大月信用金庫本店南西角十字路交差点)	二	大月	平成一七年八月一八日 告示第七五号
-------	---------	----------------------------------	---	----	----------------------

五、一四九	市道大月本通線	大月市大月一丁目一〇番一号先 (大月信用金庫本店南西角十字路交差点)	二	大月	平成一七年八月一八日 告示第七五号
五、一五〇	県道栗合成田線	笛吹市御坂町成田一、一二一番地先(博物館前交差点)	二	笛吹	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
五、一五一	県道一宮山梨線	笛吹市石和町川中島一、六〇七番地の一六三先(川中島東交差点)	四	笛吹	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
五、一五二	広域農道金川菅根線	笛吹市八代町南二四番地三先 (JA八代南部共選場北交差点)	一	笛吹	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
五、一五三	県道栗合成田線	笛吹市御坂町成田一、一二一番地先(県立博物館前広場ロータリー道路)	二	笛吹	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
五、一五四	県道藤袋石和線	笛吹市御坂町二之宮九七二番地一先(コニカ西側交差点)	一	笛吹	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
五、一五五	県道一宮山梨線	笛吹市石和町川中島一二番地の四先(テイリヤマザキ前十字路交差点)	二	笛吹	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
五、一五六	国道五二号(甲西道路)	南アルプス市野牛島一、〇九八番地先(県道南アルプス甲斐線との丁字路交差点)	三	南アルプス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号

に改める。
別表第十四中

六〇六	国道二〇号	中巨摩郡竜王町富竹新田一、二二三五	七、〇〇〇	車両(原付)	五〇	南甲府	平一〇・二二・一
-----	-------	-------------------	-------	--------	----	-----	----------

六〇六	国道二〇号	甲斐市富竹新田一、二三五番地の一先(竜王駅入口交差点)から三、九三二番地の一先(峡北消防署西交差点)までの両側	三、七〇〇	車両(原付・けん引を除く)	五〇	南甲府	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
-----	-------	---------------------------------------------------------	-------	---------------	----	-----	-----------------------

七五、四	県道市川大門線(市川バス)	西八代郡市川大門町高田二九三番地先(大正交差点)から西八代郡市川大門町大鳥居八七八番地先(富士川大橋交差点)までの両側	一、五二〇	車両(原付・けん引を除く)	五〇	市川	平一〇・八・二七 告示第四〇号
------	---------------	-------------------------------------------------------------	-------	---------------	----	----	--------------------

七五、四	県道市川大門線(市川バス)	西八代郡市川大門町高田二九三番地先(大正交差点)から西八代郡市川大門町大鳥居八七八番地先(富士川大橋交差点)までの両側	一、五二〇	車両(原付・けん引を除く)	五〇	市川	平一〇・八・二七 告示第四〇号
------	---------------	-------------------------------------------------------------	-------	---------------	----	----	--------------------

七五、四	県道市川大門線(市川バス)	西八代郡市川大門町高田二九三番地先(大正交差点)から西八代郡市川大門町黒沢五五七番地一先(新川橋東)までの両側	三、四〇五	車両(原付・けん引を除く)	五〇	市川	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
------	---------------	---------------------------------------------------------	-------	---------------	----	----	-----------------------

一、六 二九	町道（フルーツライ）	東山梨郡勝沼町勝沼二、二三四番地五先から塩山市牛奥五、〇五三番地一二先までの両側	五、五〇〇	車両（原付・けん引を除く）	五〇	塩山	平成一七年八月一日告示第七五号
-----------	------------	------------------------------------------	-------	---------------	----	----	-----------------

一、六 二九	町道（フルーツライ）	東山梨郡勝沼町勝沼二、二三四番地五先から塩山市牛奥五、〇五三番地一二先までの両側	五、五〇〇	車両（原付・けん引を除く）	五〇	塩山	平成一七年八月一日告示第七五号
一、六 三〇	市道櫛形甲西増穂線	南アルプス市小笠原八八四番地先から南アルプス市落合八八五番地先（落合駐在所西交差点）までの両側	三、〇〇〇	車両（原付・けん引を除く）	五〇	南アルプ	平成一七年一〇月二〇日告示第九六号

一、六 三二	国道五号（甲西道路）	南アルプス市在家塚五八七番地五先（白根消防分遣所東交差点）から甲斐市下今井九一二番地二先（双田道交差点）までの両側	六、一〇〇	車両（原付・けん引を除く）	五〇	南アルプ	平成一七年一〇月二〇日告示第九六号
-----------	------------	-----------------------------------------------------------	-------	---------------	----	------	-------------------

一、六 三三	国道二〇号	甲斐市宇津谷地内（塩川大橋東詰）から塩崎市栄町一丁目三、九三二番地の先（峡北消防署西交差点）までの両側	一、七〇〇	車両（原付・けん引を除く）	五〇	塩山	平成一七年一〇月二〇日告示第九六号
-----------	-------	-----------------------------------------------------	-------	---------------	----	----	-------------------

一、六	国道一	笛吹市石和町川中	二三〇	車両（けん引を除く）	五〇	塩山	平成一七年一〇月二〇日告示第九六号
-----	-----	----------	-----	------------	----	----	-------------------

三三	宮山梨線	島一〇番地の四先（石和温泉郷東入口交差点）から笛吹市石和町川中島一、六〇七番地の一六五先までの両側		原付・けん引を除く			平成一七年一〇月二〇日告示第九六号
----	------	---------------------------------------------------	--	-----------	--	--	-------------------

一五五	国道二〇号	北巨摩郡双葉町宇津谷七七九番地の先（六反川橋東詰）から塩山市塩川大橋西詰までの両側	八五〇	車両		塩山	平成一七年三月八日告示第一〇号
-----	-------	-------------------------------------------	-----	----	--	----	-----------------

一五五	国道二〇号	甲斐市宇津谷地内（塩川大橋東詰）から塩山市岩下地内（塩川大橋西詰）までの両側	四五〇	車両		塩山	平成一七年一〇月二〇日告示第九六号
-----	-------	----------------------------------------	-----	----	--	----	-------------------

四三六	国道一四〇号	西八代都市川大門町下大鳥居七七八番地の先（富士川大橋東詰交差点）から西八代郡三珠町上野二、三六一番地先（田富町との境界）までの両側	四、五〇〇	車両		市川	平成一四年九月二日告示第四九号
-----	--------	-------------------------------------------------------------------	-------	----	--	----	-----------------

一、六	国道一	笛吹市石和町川中	二三〇	車両（けん引を除く）	五〇	塩山	平成一七年一〇月二〇日告示第九六号
-----	-----	----------	-----	------------	----	----	-------------------

別表第十五中

に改める。

九一四	削除		日下部	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
九一五	削除		日下部	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号

一、一七二	村道	南都留郡忍野村忍草二二八番地先	富士吉田	四九・七・四二九号
-------	----	-----------------	------	-----------

一、一七二	削除		富士吉田	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
-------	----	--	------	-----------------------

一、六二〇	町道	東八代郡石和町川中島一〇番地の二先(田村商店西側)二ヶ所	石和	五〇・八・一九二九号
-------	----	------------------------------	----	------------

一、六二〇	市道	笛吹市石和町川中島一〇番地の二先(岡村商店西側・南進車両)	笛吹	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
-------	----	-------------------------------	----	-----------------------

一、八六八	町道	東八代郡八代町南三三番地先	石和	五一・三・二三一一号
一、八六九	町道	東八代郡八代町南二七番地先	石和	五一・三・二三一一号

一、八六八	削除		笛吹	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一、八六九	削除		笛吹	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号

二、九二九	市道	富士吉田市小明見三、九五四番地先西側	富士吉田	五三・三・二三一〇号
二、九三〇	市道	富士吉田市小明見三、七四三番地の二先(太陽電気KK)東側	富士吉田	五三・三・二三一〇号

二、九二九	削除		富士吉田	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
二、九三〇	削除		富士吉田	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号

五、四二二	町道	東八代郡御坂町大字二ノ宮字後畑二〇〇一番地の二二先(公団用地カールパークボックス「一宮御坂」)	石和	五七・一〇・八四二二号
五、四二三	町道	東八代郡御坂町大字二ノ宮字北道二五〇三番地先(公団用地カールパークボックス「一宮御坂」)	石和	五七・一〇・八四二二号

一〇、二三八	町道	中巨摩郡甲西町落合七五六番地の四先（市橋組西側・南進車両）	小笠原	平成一三年九月二〇日 告示第三八号
六、四四五	削除		富士吉田	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
六、四四五	村道	南都留郡忍野村忍草二〇四番地先	富士吉田	五九・二二・六五九号
五、七七一	市道	塩山市牛奥三、二九四番地の一先（南進車両）	塩山	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
五、七七一	市道	塩山市牛奥三二九四番地の一先	塩山	五八・三・一七一五号
五、四二三	削除		笛吹	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
五、四二二	削除		笛吹	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
〇「北側を北進する車両」				

一〇、九七八	市道	笛吹市八代町南二一四番地三先（J A 八代南部共選場北交差点）	笛吹	平成一七年一〇月二〇日
一〇、九七七	市道	笛吹市石和町川中島七番地の一先（ホテルOh前・東進車両）	笛吹	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一〇、九七六	市道	笛吹市石和町川中島一、二番地の四先（デイリーヤマザキ前・西進車両）	笛吹	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一〇、九七五	市道	川三郷 敷沢線 西八代郡市川三郷町黒沢五五七番地一先（新川橋東側丁字路交差点・南進車両）	市川	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一〇、九七四	市道	南アルプス市鏡中條一、八五九番地先（油川七号橋西詰交差点・北進車両）	南アルプス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一〇、九七三	市道	南アルプス市鏡中條二、〇〇五番地先（油川七号橋西詰交差点・南進車両）	南アルプス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一〇、九七二	町道	東山梨郡勝沼町菱山六五一番地先（フルーツラインとの十字路交差点・東進車両）	塩山	平成一七年八月一八日 告示第七五号
一〇、九七二	町道	東山梨郡勝沼町菱山六五一番地先（フルーツラインとの十字路交差点・東進車両）	塩山	平成一七年八月一八日 告示第七五号
一〇、二三八	削除		南アルプス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号

一〇、九八八	国道五	南アルプス市野牛島一、〇〇四	南アル	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一〇、九八七	市道	南アルプス市野牛島一、〇〇四番地先（北進し上り線と交差する車両）	南アル プス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一〇、九八六	市道	南アルプス市野牛島一、一〇四番地先（上り線へ流入する車両）	南アル プス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一〇、九八五	国道五 二号（ 甲西道 路）	南アルプス市野牛島一、〇九八番地先（下り線へ流入する車両）	南アル プス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一〇、九八四	県道南 アルプ ス甲斐 線	南アルプス市野牛島一、〇九八番地先（南進し上り線と交差する車両）	南アル プス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一〇、九八三	県道南 アルプ ス甲斐 線	南アルプス市野牛島一、〇九八番地先（北進し上り線と交差する車両）	南アル プス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一〇、九八二	市道	南アルプス市野牛島一、三四七番地先（双田橋南詰交差点・東進車両）	南アル プス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一〇、九八一	市道	南アルプス市野牛島一、三四七番地先（双田橋南詰交差点・西進車両）	南アル プス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一〇、九八〇	市道	塩山市牛奥四、一二二番地の二先（牛奥共選所南側交差点・西進車両）	塩山	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一〇、九七九	市道	笛吹市八代町岡三四五番地五先（JA八代南部共選場北交差点西側・北進車両）	笛吹	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一〇、九七八	市道	南アルプス市野牛島一、〇〇四番地先（北進し上り線と交差する車両）	南アル プス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号

一〇、九九七	国道五 二号（ 甲西道 路）	南アルプス市野牛島三、一一一番地一先（西進し下り線と交差する車両）	南アル プス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一〇、九九六	市道	南アルプス市野牛島二、五八二番地先（西進し上り線と交差する車両）	南アル プス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一〇、九九五	国道五 二号（ 甲西道 路）	南アルプス市野牛島二、五八二番地先（東進し上り線と交差する車両）	南アル プス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一〇、九九四	市道	南アルプス市野牛島三、〇〇四番地先（上り線へ流入する車両）	南アル プス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一〇、九九三	市道	南アルプス市野牛島二、七四九番地先（下り線へ流入する車両）	南アル プス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一〇、九九二	市道	南アルプス市野牛島一番地先（湧暇李の里北交差点南側側道・西進車両）	南アル プス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一〇、九九一	市道	南アルプス市野牛島一、〇一九番地先（下り線へ流入する車両）	南アル プス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一〇、九九〇	国道五 二号（ 甲西道 路）	南アルプス市野牛島一、〇六五番地先（南進し下り線と交差する車両）	南アル プス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一〇、九八九	国道五 二号（ 甲西道 路）	南アルプス市野牛島一、〇六五番地先（北進し下り線と交差する車両）	南アル プス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一〇、九八八	市道	南アルプス市野牛島一、〇〇四番地先（南進し上り線と交差する車両）	南アル プス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号

一〇、九九八	市道	南アルプス市野牛島二、四三九番地一先(西進し上り線と交差する車両)	南アルプス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一〇、九九九	国道五二号(甲西道路)	南アルプス市野牛島二、四三九番地一先(東進し上り線と交差する車両)	南アルプス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一一、〇〇〇	市道	南アルプス市野牛島二、四五一番地先(東進し下り線と交差する車両)	南アルプス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一一、〇〇一	国道五二号(甲西道路)	南アルプス市野牛島二、四五一番地先(西進し下り線と交差する車両)	南アルプス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一一、〇〇二	市道	南アルプス市百々二、一六八番地九先(東進し下り線と交差する車両)	南アルプス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一一、〇〇三	市道	南アルプス市上八田二四三番地先(西進し上り線と交差する車両)	南アルプス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一一、〇〇四	国道五二号(甲西道路)	南アルプス市上八田二四三番地先(東進し上り線と交差する車両)	南アルプス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一一、〇〇五	国道五二号(甲西道路)	南アルプス市百々二、一六五番地先(西進し下り線と交差する車両)	南アルプス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一一、〇〇六	市道	南アルプス市百々二、一九七番地先(西進し上り線と交差する車両)	南アルプス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号

一一、〇〇七	国道五二号(甲西道路)	南アルプス市百々二、一九七番地先(東進し上り線と交差する車両)	南アルプス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一一、〇〇八	市道	南アルプス市百々二、一八七番地一先(東進し下り線と交差する車両)	南アルプス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一一、〇〇九	国道五二号(甲西道路)	南アルプス市百々二、一八七番地一先(西進し下り線と交差する車両)	南アルプス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一一、〇一〇	市道	南アルプス市百々二、二二四番地先(西進し上り線と交差する車両)	南アルプス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一一、〇一一	国道五二号(甲西道路)	南アルプス市百々二、二二四番地先(東進し上り線と交差する車両)	南アルプス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一一、〇一二	市道	南アルプス市百々二、二一九番地先(東進し下り線と交差する車両)	南アルプス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一一、〇一三	国道五二号(甲西道路)	南アルプス市百々二、二一九番地先(西進し下り線と交差する車両)	南アルプス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一一、〇一四	市道	南アルプス市百々二、八二四番地先(百田保育所東交差点東側側道・南進車両)	南アルプス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一一、〇一五	市道	南アルプス市百々二、八二四番地先(百田保育所東交差点東側側道・北進車両)	南アルプス	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一一、〇一六	市道	南アルプス市百々二、八七八番地先(西進し上り線と交差する車両)	南アルプス	平成一七年一〇月二〇日

一一、〇一七	国道五 二号(甲 西道 路)	南アルプス市百々二、八七八番 地先(東進し上り線と交差する 車両)	南アル プス	平成一七年一〇 月二〇日 告示第九六号
一一、〇一八	市道	南アルプス市百々二、八四七番 地先(東進し下り線と交差する 車両)	南アル プス	平成一七年一〇 月二〇日 告示第九六号
一一、〇一九	国道五 二号(甲 西道 路)	南アルプス市百々二、八四七番 地先(西進し下り線と交差する 車両)	南アル プス	平成一七年一〇 月二〇日 告示第九六号
一一、〇二〇	市道	南アルプス市上八田八二九番地 先(西進し上り線と交差する車 両)	南アル プス	平成一七年一〇 月二〇日 告示第九六号
一一、〇二二	国道五 二号(甲 西道 路)	南アルプス市上八田八二九番地 先(東進し上り線と交差する車 両)	南アル プス	平成一七年一〇 月二〇日 告示第九六号
一一、〇三二	市道	南アルプス市百々二、八八四番 地先(東進し下り線と交差する 車両)	南アル プス	平成一七年一〇 月二〇日 告示第九六号
一一、〇三三	国道五 二号(甲 西道 路)	南アルプス市百々二、八八四番 地先(西進し下り線と交差する 車両)	南アル プス	平成一七年一〇 月二〇日 告示第九六号
一一、〇三四	市道	南アルプス市百々三、三四二番 地先(西進し上り線と交差する 車両)	南アル プス	平成一七年一〇 月二〇日 告示第九六号
一一、〇二五	国道五 二号(甲 西道 路)	南アルプス市百々三、三四二番 地先(東進し上り線と交差する 車両)	南アル プス	平成一七年一〇 月二〇日 告示第九六号

一一、〇二六	市道	南アルプス市百々三、三四〇番 地先(東進し下り線と交差する 車両)	南アル プス	平成一七年一〇 月二〇日 告示第九六号
一一、〇二七	国道五 二号(甲 西道 路)	南アルプス市百々三、三四〇番 地先(西進し下り線と交差する 車両)	南アル プス	平成一七年一〇 月二〇日 告示第九六号
一一、〇二八	市道	南アルプス市在家塚二、四〇四 番地先(フルーツライン立体東 側側道・南進車両)	南アル プス	平成一七年一〇 月二〇日 告示第九六号
一一、〇二九	市道	南アルプス市在家塚五七八番地 先(マックスバリュート北西角交 差点・西進車両)	南アル プス	平成一七年一〇 月二〇日 告示第九六号
一一、〇三〇	国道五 二号(甲 西道 路)	南アルプス市在家塚五七八番地 先(マックスバリュート北西角交 差点・東進車両)	南アル プス	平成一七年一〇 月二〇日 告示第九六号
一一、〇三一	市道	南アルプス市在家塚一、四四三 番地先(東進し下り線と交差す る車両)	南アル プス	平成一七年一〇 月二〇日 告示第九六号
一一、〇三二	国道五 二号(甲 西道 路)	南アルプス市在家塚一、四四三 番地先(西進し下り線と交差す る車両)	南アル プス	平成一七年一〇 月二〇日 告示第九六号
一一、〇三三	市道	笛吹市一宮町国分七九一番地一 先(塩田橋南詰交差点・東進車 両)	笛吹	平成一七年一〇 月二〇日 告示第九六号

別表第十七中
に改める。

一、二三五	県道 市川大	西八代都市川大 門町高田二九三	一、五一〇	車両	終日	市川 平一〇・ 八・二七
-------	-----------	--------------------	-------	----	----	--------------------

門 躰 沢 線(市 川 巴 伊 バ ス)	番地先(大正交 差点)から西八 代郡市川大門町 大鳥居八七八番 地先(富士川大 橋交差点)まで の両側					告示 第四〇号
-------------------------------	-----------------------------------------------------------------------	--	--	--	--	------------

一、二二五 県道市 川三郷 躰 沢 線	西八代郡市川三 郷町高田二九三 番地先(大正交 差点)から西八 代郡市川三郷町 黒沢五七番地 一先(新川橋東 交差点)までの 両側	三、四〇五	車両	終日	市川	平成一七 年一〇月 二〇日 告示第九 六号
------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------	-------	----	----	----	-----------------------------------

一、三三六 国道一 三七号 (上黒 駒 巴 伊 バ ス)	笛吹市御坂町上 黒駒七七番地 の二先(若宮交 差点)から笛吹 市御坂町上黒駒 五、一三二番地 の七〇先(旧道 との合流地点) までの両側	三、四〇〇	車両	終日	笛吹	平成一七 年八月一 八日 告示第七 五号
---------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	-------	----	----	----	----------------------------------

一、三三六 国道一 三七号 (上黒 駒 巴 伊 バ ス)	笛吹市御坂町上 黒駒七七番地 の二先(若宮交 差点)から笛吹 市御坂町上黒駒 五、一三二番地 の七〇先(旧道 との合流地点) までの両側	三、四〇〇	車両	終日	笛吹	平成一七 年八月一 八日 告示第七 五号
---------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	-------	----	----	----	----------------------------------

一、三三七 市道櫛 形 甲 西 増 穂 線	との合流地点) までの両側	三、〇〇〇	車両	終日	南ア ル プ	平成一七 年一〇月 二〇日 告示第九 六号
--------------------------------	------------------	-------	----	----	-----------	-----------------------------------

一、三三八 県道栗 合 成 田 線	笛吹市御坂町成 田一、一二一番 地先(県立博物 館前ロータリー 道路)	七〇	車両	終日	笛吹	平成一七 年一〇月 二〇日 告示第九 六号
----------------------------	-------------------------------------------------	----	----	----	----	-----------------------------------

一、三三九 国道五 二 号 (甲 西 道 路)	南アルプス市在 家塚五八七番地 五先(白根消防 分遣所東交差点)から甲斐市下 今井九一二番地 二先(双田道交 差点)までの両 側	六、一〇〇	車両	終日	南ア ル プ 葦 崎	平成一七 年一〇月 二〇日 告示第九 六号
------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------	-------	----	----	------------------	-----------------------------------

一、三四〇 県道一 宮 山 梨 線	笛吹市石和町川 中島一一〇番地 の四先(石和温 泉郷東入口交差 点)から笛吹市 石和町川中島一 、六〇七番地の 一六五先までの 両側	二三〇	車両	終日	笛吹	平成一七 年一〇月 二〇日 告示第九 六号
----------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------	-----	----	----	----	-----------------------------------

に改める。
別表第十九中

一七四 県道甲 甲府市落合町地内(第一蛭沢橋南) 南甲府 平成一七年八月一八

府精進湖線	詰)から東八代郡中道町上曾根一、七三九番地の五先(中道橋南詰交差点)までの両側歩道(七一〇メートル)		日 告示第七五号
-------	----------------------------------------------------	--	-------------

一七四 県道甲府精進湖線	甲府市落合町地内(第一蛭沢橋南詰)から東八代郡中道町上曾根一、七三九番地の五先(中道橋南詰交差点)までの両側歩道(七一〇メートル)	南甲府	平成一七年八月一八日 告示第七五号
-----------------	-------------------------------------------------------------------	-----	----------------------

一七五 国道五二号(甲西道路)	南アルプス市在家塚五八七番地五先(白根消防分遣所東交差点)から甲斐市下今井九二番地二先(双田道交差点)までの両側歩道(六一〇メートル)	南アルプス 葦崎	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
--------------------	---------------------------------------------------------------------	-------------	-----------------------

一七六 国道五二号(甲西道路)	南アルプス市宮沢一七三番地先(サンスター技研棟北東角交差点)から南巨摩郡増穂町青柳町一一九番地一先(町道青柳横通り線との丁字路交差点)までの両側歩道(一、四六〇メートル)	南アルプス 鵜沢	平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
--------------------	---------------------------------------------------------------------------------------	-------------	-----------------------

に改める。
別表第二十四中

一一三 国道一三九号	富士吉田市下吉田五、五四番地先(富士見バイパス北交差点西側の旧道との丁字路交差点)	当該道路上に標示した位置	富士吉田 平成一七年四月二八日 告示第三七号
---------------	-------------------------------------------	--------------	------------------------------

一一三 国道一三九号	富士吉田市下吉田五、五四番地先(富士見バイパス北交差点西側の旧道との丁字路交差点)	当該道路上に標示した位置	富士吉田 平成一七年四月二八日 告示第三七号
二四 主要地方道敷島田富線	甲斐市竜王三、三一四番地一先(甲府西消防署前)	当該道路上に標示した位置	南甲府 平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号

に改める。
別表第三十三中

九 県道市川大門下部身延線	西八代郡六郷町岩間一、九九八番地先(岩間駅入口交差点)		二六一・四・一七一五号
------------------	-----------------------------	--	-------------

九 県道市川三郷身延線	西八代郡市川三郷町岩間一、九九八番地先(岩間駅入口交差点)		平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号
一〇 県道市川三郷鵜沢線	西八代郡市川三郷町下大鳥居七六八番地の一先(富士川大橋交差点)		平成一七年一〇月二〇日 告示第九六号

一五 国道二〇号線	東八代郡石和町川中島字宮ノ東一〇番地の四六先(笛吹橋北詰)		二五六・三・一八一七号
--------------	-------------------------------	--	-------------

に改める。

一五	国道四一	四	平成一七年一〇月二〇
一	号	日	告示第九六号
四先（石和温泉郷東入口交差点）			
笛吹市石和町川中島一〇番地の			

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番